



行政書士

わかやま



発行所 和歌山県行政書士会
発行日 平成24年8月31日

〒640-8155
和歌山市九番丁1番地（中谷ビル2F）
TEL 073-432-9775・FAX 073-432-9787
E-mail waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
URL <http://www.g-wakayama.org/>



湯浅城（和歌山県有田郡湯浅町）撮影：有田支部 崎山榮二

会長あいさつ

和歌山県行政書士会
会長 笠野 義二

会員の皆様 今日はいは！

平素は本会運営に関して、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成24年も8ヶ月が過ぎ、後半にかかろうとしています。正に光陰矢の如しであります。

日本を取り巻く情勢は厳しさを増していますが、特に中国、韓国、ロシアの三国が日本の領土を略取しようと、あの手この手を駆使し、恥知らずな行動に出て来ています。

勿論、日本政府が外交面で毅然とした態度に出れば解決する事項もあるでしょうが、得意の弱腰外交を見透かされている昨今、相手国は容赦のない行動に出て来るのは火を見るより明らかであります。やはり軍事力が無ければ、まともな外交が出来ないのが現実でしょう。

我々行政書士も自衛力をもって、職域を守るのも重要であります。やはり職域の拡大を図る事も大切であります。

そして、法改正を手段にするしか方法がないのか。あるいは、営業努力を重ねる方が得策ではないのか思案するところでもあります。

日本経済がデフレスパイラルに落ち込んで見通しが全くつかない今、勝ち残る行政書士になる為、会員皆様のより一層のご努力を願うものであります。



定 時 総 会

- *開催日時 平成24年5月26日(土)
午後3時～4時50分
- *開催場所 和歌山市屋形町2丁目10番地
ルミエール華月殿 6F「富士」
- *議決権の表示 (1) 会員総数 356名
この議決権数 356個
(2) 本日の出席者総数 268名
(本日の出席者74名 委任状による者194名)
(3) この議決権数 268個

1. 黙 禱
2. 開会の辞 坂口副会長
3. 会長挨拶
4. 表彰状授与

和歌山県行政書士会会長表彰受賞者(阿部杏子会員、石倉督斗会員、中畑利弘会員、前島宏俊会員、浦祐輔会員)の紹介を行い、会長より各人に表彰状と記念品が授与された。

永年表彰受賞者(中原満久会員)欠席者(荒駒一己会員、植田耕作会員、田口幸男会員)の紹介を行い、会長より表彰状と記念品が授与された。

会長感謝状受賞者(宮本知生会員)の紹介を行い、会長より表彰状と記念品が授与された。

5. 受賞者代表謝辞
受賞者を代表し、石倉督斗会員より謝辞。
6. 会員の異動報告
7. 新入会者の紹介
8. 議長、副議長の選任
議長に森田昌伸会員(和歌山市支部)、副議長に寺村創会員(有田支部)が選任された。
9. 議事録作成者、議事録署名者の指名
10. 議案審議
(イ) 第1号議案 平成23年度事業報告承認の件および第2号議案 平成23年度決算報告承認の件(監査報告を含む)
採決の結果、第1号議案、第2号議案は原案通り承認可決された。
(ロ) 第3号議案 平成24年度事業計画案承認の件および第4号議案 平成24年度予算案承認の件
採決の結果、第3号議案、第4号議案は原案通り承認可決された。
11. 閉会の辞 池田副会長



【越内 潤 会員】

平成24年3月に和歌山県行政書士会へ入会させていただきました越内潤です。

以前、労働基準監督署で働かせて頂いておりましたが、この士業の世界に憧れ行政書士、社会保険労務士の世界に飛び込みました。

現在、33才と若輩者ではありますが、他の先生方の恥とならぬよう精一杯お客様の為に行政書士業務をしていきたいと思っています。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

【栩野進次 会員】

平成23年10月に行政書士登録をおこなった栩野進次です。

「独立開業したい!」という思いを常々強く持っていたこと、他の業種と比べて行政書士ならば比較的少ない費用で開業できることが、行政書士を目指した理由です。

まだまだ、知識も実務能力も未熟ですが、自己研鑽を続け、たくさんの方から頼りにされる行政書士になれるよう頑張りたいと思います。

どうぞ、よろしくお願い致します。

【貴志泰之 会員】

昨年8月1日に開業登録させてもらった有田支部の貴志泰之です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今まで成年後見人の補助者の様な仕事と農地法3・5条許可申請手続代行の仕事を依頼されましたが、まだごくわずかです。

これからの方向性を模索しているところです。皆様のお知恵をぜひ聞きたいと思っています。

当面の目標として月並みですが依頼人に喜んでもらえて頼られる行政書士になって社会貢献したいと念じています。



定 期 大 会

- *開催日時 平成24年5月26日(土)
午後2時～2時30分
- *開催場所 和歌山市屋形町2丁目10番地
ルミエール華月殿 6F「富士」
- *議決権の表示 (1) 会員総数 335名
この議決権数 335個
(2) 本日の出席者総数 222名
(本日の出席者51名 委任状による者171名)
(3) この議決権数 222個

1. 議長、副議長の選任
議長に小川廣行会員、副議長に湯川芳章会員が選任された。
2. 議案審議
第1号議案 平成23年度活動経過報告承認の件
第2号議案 平成23年度決算報告承認の件(監査報告)
第1号議案および第2号議案を一括上程
採決の結果、第1号議案、第2号議案は原案通り可決承認された。
第3号議案 平成24年度運動方針案承認の件
第4号議案 平成24年度予算案承認の件
第3号議案および第4号議案を一括上程
採決の結果、第3号議案、第4号議案は原案通り可決承認された。

幹 事 会

平成24年度第1回幹事会議事録

- 開催日時 平成24年4月20日(金)PM1:00~1:40
- 開催場所 和歌山ビック愛5F 503号室
- 出席者
〈支部長〉笠野義二
〈副支部長〉武田全弘、西山悦雄、池田卓司
〈幹事長〉坂口導功 〈副幹事長〉高川泰延
〈幹事〉加藤達哉、小川廣行、及川成昭、森本芳宣、森田昌伸、崎山栄二、尾崎達哉、藪脇 幹、浦 祐輔 以上15名
〈オブザーバー〉〈会計監事〉河野重則
〈欠席者〉宇和 譲、石倉督斗
- 議案審議
第1号議案 平成23年度活動経過報告承認の件
第2号議案 平成23年度決算報告承認の件(監査報告)
採決の結果、第1号議案、第2号議案は異議なく原案通り可決承認された。
第3号議案 平成24年度運動方針案承認の件
第4号議案 平成24年度予算案承認の件
採決の結果、銀行引き落とし日の変更は異議なく原案通り可決承認された。

平成24年度第2回幹事会議事録

- 開催日時 平成24年7月13日(金)PM2:30~2:55
- 開催場所 和歌山ビック愛6F 601号室
- 出席者
〈支部長〉笠野義二 〈副支部長〉武田全弘、西山悦雄
〈幹事長〉坂口導功 〈副幹事長〉高川泰延
〈幹事〉加藤達哉、小川廣行、及川成昭、森本芳宣、崎山栄二、尾崎達哉、浦祐輔、以上12名
〈オブザーバー〉〈会計監事〉河野重則、石倉督斗
〈欠席者〉池田卓司、森田昌伸、宇和 譲、藪脇 幹
- 議案審議
第1号議案 平成24年度運動方針について
採決の結果、第1号議案は異議なく可決承認された。

理 事 会

平成24年度第1回理事会議事録

- 日時 平成24年4月20日(金)PM2:00~4:45
- 場所 和歌山ビック愛 503号室
- 出席者
〈会 長〉笠野義二
〈副会長〉宇和 譲、武田全弘、西山悦雄、池田卓司、坂口導功
〈理 事〉加藤達哉、小川廣行、中谷智也、青石裕之、阿部杏子、新井悠喜雄、及川成昭、小谷正、神崎さおり、坂田初美、高川泰延、中島正樹、森田昌伸、森本芳宣、崎山栄二、尾崎達哉、藪脇 幹、中田さつき、浦 祐輔 以上25名
〈オブザーバー〉山本能久監事、早田博昭監事
月山顧問弁護士(途中出席)
〈欠席者〉石倉督斗
- 議案審議
第1号議案 平成24年定時総会への上程議案について

- 平成23年度事業報告承認の件
- 平成23年度決算報告承認の件(監査報告)
- 平成24年度事業計画案承認の件
- 平成24年度予算案承認の件

採決の結果、第1号議案は異議なく原案通り可決承認された。
第2号議案 平成24年表彰受賞者承認について
採決の結果、第2号議案は異議なく原案通り可決承認された。
第3号議案 議事運営委員の選任について
採決の結果、異議なく第3号議案は会長一任で可決承認された。
第4号議案 総会までの予算執行について
採決の結果、第4号議案は異議なく可決承認された。
第5号議案 暴力団等排除対策委員会規約(案)承認について
採決の結果、第5号議案は異議なく可決承認された。
第6号議案 コスモス成年後見サポートセンター和歌山県支部設立について
採決の結果、第6号議案は異議なく可決承認された。
第7号議案 住宅セーフティネット基盤強化推進事業について
採決の結果、第7号議案は異議なく可決承認された。
第8号議案 委員の委嘱について
採決の結果、その他は異議なく可決承認された。

2. 協議事項

- 入会金及び会費値上げについて
- 各部、各委員会からの提案及び要望について
〔報告事項〕
 - 専門士業団体連絡協議会の災害協定について
 - 欠格事由による登録抹消について
 - 平成23年度住宅セーフティネット基盤強化推進について
 - 台風12号の義援金について
 - 東日本大地震の義援金について
 - 日行連と一般社団法人日本自動車販売協会連合会との合意について
 - 裁判終結について

平成24年度第2回理事会議事録

- 日時 平成24年7月13日(金)PM3:00~4:40
- 場所 和歌山ビック愛601号室
- 出席者
〈会 長〉笠野義二
〈副会長〉坂口導功、武田全弘、西山悦雄
〈理 事〉加藤達哉、小川廣行、中谷智也、青石裕之、阿部杏子、新井悠喜雄、石倉督斗、及川成昭、神崎さおり、坂田初美、高川泰延、中島正樹、小谷 正、森本芳宣、崎山栄二、尾崎達哉、中田さつき、浦 祐輔 以上22名
〈オブザーバー〉山本能久監事、早田博昭監事
〈欠席者〉宇和 譲、池田卓司、森田昌伸、藪脇 幹
- 議案審議
第1号議案 平成24年度事業遂行の件について
採決の結果、第1号議案は異議なく可決承認された。
第2号議案 会員の処分の件について
採決の結果、第2号議案は異議なく可決承認された。
第3号議案 一般社団法人コスモス成年後見サポートセン

行政書士わかやま

ター和歌山県支部が本会事務所を使用する件について
採決の結果、第3号議案は異議なく可決承認された。

第4号議案 暴力団等排除対策委員会の委員委嘱について
採決の結果、第4号議案は異議なく可決承認された。

その他

綱紀委員の欠員について

採決の結果、異議なく可決承認された。

2. 協議事項

① 広報月間について

② (財) 行政書士試験研究センターとの協定について

③ 行政区画、街区の情報開示について (会員からの要望)

[報告事項]

① 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター和歌山
県支部設立について

② 日行連の会費値上げについて

③ 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一
部改正について

④ 行政書士又は行政書士法人による戸籍謄本等の職務上請
求の範囲について

21日(月)	女性行政書士による女性の為の無料相談会
23日(水)	議事運営委員会・総会前打合せ会議
24日(木)	大阪会総会(笠野会長出席)
25日(金)	兵庫会総会(池田副会長出席)
〃	調査士会総会(笠野会長出席)
26日(土)	定時総会
6月 1日(金)	入会説明会
4日(月)	専門士業団体連絡協議会監査
6日(水)	綱紀委員会
7日(木)	近協定例単体会長会議 (笠野会長、坂口西山各副会長)
12日(火)	新たな在留管理制度に関する実務研修会 (高川委員長出席)
〃	社労士会総会(笠野会長出席)
13日(水)	無料相談会
〃	近協HP担当者会議 (尾崎委員長、阿部副委員長出席)
14日(木)	業務部会
〃	専門士業団体連絡協議会総会 (笠野会長、坂口・西山、宇和各副会長、 高川総務部長出席)
15日(金)	入会説明会
18日(月)	第1回全国研修伝達研修会
〃	女性行政書士による 女性の為の無料相談会
19日(火)	ADR特別委員会
21~22日	日行連定時総会 (笠野会長、西山副会長、高川理事出席)
25日(月)	企画部会
26日(火)	コスモス成年後見サポートセンター支部 設立委員会
7月 5日(木)	入会説明会
〃	建設特別委員会
6日(金)	専門士業団体連絡協議会引き継ぎ
10日(火)	実務研修会
11日(水)	無料相談会
〃	近協知的資産担当者会議 (青石委員長出席)
12日(木)	県市町村課来訪
〃	日行連講師養成研修(福島副委員長出席)
13日(金)	理事会
〃	行政書士試験説明会(池田副会長出席)
18日(水)	知的資産委員会
〃	近畿女性行政書士担当者会議 (阿部副委員長、岩橋部員出席)
23日(月)	女性行政書士による女性の為の無料相談会
24日(火)	広報部会・電子情報特別委員会合同会議
25~26日	日行連理事会(笠野会長出席)
27日(金)	建設特別委員会総会及び研修会
31日(火)	第2回全国研修伝達研修会



平成24年

4月4日(水) 正副会長会議

5日(木) ADR特別委員会

〃 成年後見特別委員会

〃 試験委員会

11日(水) 無料相談会

13日(金) 経理部会

〃 近協知的資産担当者会議

(吉村副委員長出席)

〃 御坊支部総会(笠野会長出席)

16日(月) 女性行政書士による女性の為の無料相談会

18日(水) 会計監査

〃 那賀支部総会(笠野会長出席)

19日(木) 実務研修委員会

〃 実務研修会

20日(金) 理事会

25~26日 日行連理事会(笠野会長出席)

27日(金) 有田支部総会(笠野会長出席)

5月 8日(火) 入会説明会

9日(水) 和歌山市支部総会(笠野会長出席)

〃 日本政策金融公庫との話し合い

〃 無料相談会

10日(木) 新東支部総会(笠野会長出席)

11日(金) 伊都支部総会(笠野会長出席)

〃 海南支部総会(西山副会長出席)

18日(金) 田辺支部総会(笠野会長出席)

〃 弁護士会新役員就任披露の会

(坂口先生出席)

19日(土) 司法書士会総会(武田副会長出席)

和歌山県行政書士会

ホームページ掲載重要案件について

【既に当会ホームページに掲載済みではありますが、今一度下記掲載事項について、ご確認の程お知らせします。】

[2012. 04. 20] 《建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について》

○建設業法施行規則等の一部を改正する省令

・様式の変更

様式第六号 誓約書（「法定代理人の役員」を追加）

様式第十二号 許可申請者の略歴書（「法定代理人の役員」を追加）

・提出書類の追加

申請者が個人である場合（未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る）においては、その法定代理人の登記事項証明書

○浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

・様式の変更

様式第2号 誓約書（「法定代理人の役員」を追加）

様式第3号 工事業登録申請の略歴書（「法定代理人の役員」を追加）

○解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

・様式の変更

様式第2号 誓約書（「法定代理人の役員」を追加）

様式第4号 許可申請者の略歴書（「法定代理人の役員」を追加）

様式第5号 （法定代理人が個人である場合と法人である場合の記載欄を追加）

・提出書類の追加

登録申請者（未成年者である場合に限る）の法定代理人が法人である場合にあっては、その法定代理人の登記事項証明書

[2012. 05. 25]

《【日行連発第227号】行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について》

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第10条の2第1項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができますが、その交付請求できる範囲が依頼者の直系に限られるのか否かについて、法務省民事局民事第一課宛に下記のとおり照会をいたしました。

法務省民事局民事第一課からは、この照会に対し、行政書士法に基づく業務範囲でかつ戸籍法第10条の2第1項により依頼者自身に請求が認められる範囲である限り、傍系も含めた第三者の戸籍謄抄本等の請求ができると解して差し支えない旨の回答がございました。

[2012. 07. 22]

《「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則改正」の様式改訂に係る連絡について》

○現行様式の経過措置について

1. 平成25年度版の職務上請求書より新様式の職務上請求書を導入する予定です。
2. 現行様式の職務上請求書で外国人住民の住民票の写し等を交付請求する場合は、平成25年3月31日までの期間に限り、様式表面にある「住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の後ろに「又は国籍・地域」を追記することにより使用できる取扱いとしております。

○現行様式から新様式への無償差し替えについて

1. 新様式の職務上請求書が平成25年4月1日より現行様式から新様式へに切り替えとなります。新様式への差し替えは無償とする予定です。
2. 差し替え対象は、所属単位会からご購入いただいている現行様式綴りで、1枚でも未使用分がある限り対象となり、一会員につき最大2冊となります。
3. 差し替えは平成25年1月より、事務局にて実施させていただきます予定です。

農地法関係事務処理手引きについて

平成24年7月、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課より、農地行政の円滑な推進を資することを目的として、下記の通り「農地法関係事務処理手引き（改訂版）」を作成しましたとの案内がありました。

当該手引きについては、和歌山県ホームページに掲載（下記URL）しております。

※ホームページをご覧になれない方は本会事務局までご一報下さい。



記

○手引きのご利用にあたって

このたび、「農地法等の一部を改正する法律（平成21年12月15日施行）」の施行により、今まで以上に良好な営農条件を備えている農地を確保しつつ、計画的・合理的な土地利用の促進に努めていかなければなりません。しかしながら、農地法の適正な運用に当たり、関係法令集や通達等に基づき事務処理を進めているところでありますが、社会・経済情勢の変化などより、事案の内容も益々複雑化、多様化する傾向にあります。

この「手引き」は、こうした事案の事務処理に当たって、簡便に該当項目を探しだすことを目的として編集したものです。本冊子は、内容等記述し切れなかった点も多くありますが、農地行政担当者はもとより、関係者各位に広く利用され、農地行政の円滑な推進に資することとなれば幸いです。

○記載内容について

条例や通達等の主旨を要約して掲載しているので、事務処理に当たっては、農地法関係法令等により確認の上取り扱ってください。

また、この手引きは農地法関係事務担当職員の事務処理の参考として利用するため、基本的な事項について編集したものであり、実際の事務手続き書類等、それぞれの農業委員会における規定等で定められ取り扱いがなされている場合がありますので、手続きに当たっては、手続きの窓口となる農業委員会に十分確認の上取り扱ってください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/nouchihou.html>

会員の異動状況

◇新入会員

※個人情報保護のため事務所所在地の一部と電話番号の掲載を省略しております。



氏名 田村 修二
所属支部 那賀支部
入会年月日 平成24年4月15日
事務所 紀の川市貴志川町丸栖



氏名 小山 朋孝
所属支部 田辺支部
入会年月日 平成24年5月15日
事務所 田辺市文里



氏名 山田 義和
所属支部 伊都支部
入会年月日 平成24年6月1日
事務所 伊都郡かつらぎ町笠田中



氏名 湯浅 育夫
所属支部 有田支部
入会年月日 平成24年6月1日
事務所 有田市宮崎町



氏名 阪本 雅美
所属支部 和歌山市支部
入会年月日 平成24年6月15日
事務所 和歌山市久右衛門丁



氏名 下津 正也
所属支部 那賀支部
入会年月日 平成24年6月15日
事務所 岩出市荊本



氏名 山本 龍馬
所属支部 和歌山市支部
入会年月日 平成24年7月15日
事務所 和歌山市美園町



氏名 中井 俊司
所属支部 和歌山市支部
入会年月日 平成24年7月15日
事務所 和歌山市延時

◆退会者 (敬称略)

(廃業者)

平尾 淳子 (和市) H24.4.26付
矢口 矩生 (新東) H24.6.30付

酒井 一 (和市) H24.5.31付

(ご逝去)

御坊支部 志村 亘美 H24.4.5付

那賀支部 本田 豊 H24.5.1付

【表紙 Photo 説明】 湯浅城の歴史の概略

平安時代の中頃、有田川下流に血縁関係で構成された武士団〔湯浅党〕があり、熊野三山参りが盛んになるにつれ熊野街道の要地を占め其の勢力を確かなものにした。

湯浅宗重は康治2年〔1143年〕平野部の小丘青木山に城を建築し其の前方に一族が屋敷を構えた。

南北朝時代となり、紀伊の国でも南朝方と北朝方が激しく守護争いを競っていた。この時湯浅氏は、楠木氏と共に南朝方に加勢し康暦元年〔1379年〕後村上天皇の3男説成親王の子、義有王を湯浅城に迎え楠木氏の残党と共に戦った。

小さな丘に築かれた湯浅城は土壘を積み空堀を掘り井戸も確保し堅固で有利、何回もの戦いにも落城は無かったが文安4年12月22日畠山軍により落城し、城主の義有王が友を連れ山間の間道を伝い石垣の庄、吉見村〔現有田川町吉見〕に落ち延び翌日12月23日吉見にて割腹自害されたと村人の口伝えによる現代の湯浅城は昭和57年〔1982年〕に建築し、国民宿舎として県内は勿論県外からも多くの観光客で賑わっている。

有田支部 崎山榮二

平成 24 年度 全国広報担当者会議報告

日時 H24. 8. 23-24
場所 日本行政書士会連合会
出席者 広報部 部長 尾崎 達哉

— 1 日目 —

○講演（広報のあり方 ～広報とは～）

広報部とは、会報の作成部でない。

日行連の広報に関しては、政治、政局を見据えた方向性を以って作成し我々会員とこれら政治関係者にも配布されている。

又、行政書士自らの広報PR、地位向上を指針とする。単会としての方向性はどうか？

＜時代の広報を考える＞

買ってください。を基本とすると ⇒ 「仕事を下さい」、「一緒に解決しましょう。」となる。

又、ブランディング【branding】をもった広報も必要である。

「家訓、家紋、作法、振る舞い」全てが平等ではない。

○平成 23 年度広報月間告、意見交換 / 事例報告

— 2 日目 —

○講義（ホームページ活用術）

作成、管理について Google Analytics（グーグルアナリティクス）⇒ 解析サイトの活用

○「ユキマサくん」に係るご報告及び取扱について

○アンケート結果報告

○意見交換

* 個々の広報活動について

別取扱業務について ⇒ 時代背景から 市町村だけでなく銀行、病院、高齢者施設、社会福祉関係等にも広報する必要がある。⇒ 業務拡張にも繋がる。地域性もあるのでこれら広報活動に関しては支部単位で考案するとよい。

事例；熊本会

高校生を対象とした講座の開催 ⇒ 一生を対象とした手続 ⇒ おりおり行政書士業務を織り交ぜて紹介している。

* 公的、行政からの委託

生活消費センター等と講座の開催をする。

委託料 110 万円、行政書士PR も兼ねられる。

※感想

当会の現在の広報活動については予算、活動等全国的にみて上位の方にある。

現在の広報活動については私の知るところ、14～15 年間横ばいとなり、所謂馴れ合いの風潮に浸っている。

車庫証明業務獲得の際には、連合会はもとより単会においてもそれなりの努力と行動を示したことは懐かしく記憶にあります。

「自販連」と対当した場合などではやはり「力関係」が生じ、政治的決着と言うのが結論である。単会単独行動ではどうしようもない、会員個々で出来る筈もない、やはり「政治連盟」を通して我々の要求も押して行き今があると感ずる。

現在、我々は「職務上請求書」は当然の如く使用しているが、これも政治力を通しての事であると承知し、危機感も持っていて丁度よい。

「次年度から行政書士の“職務上請求書”は廃止します。」と言われればどうしますか？

やはりこれは政治力でしかないと思いますし、地位向上も不可欠なものとなります。

本題に戻りますが、広報活動に関し、「行政書士」としてのPRは勿論のこと、時代の広報を考慮し、年間を通じ活動する必要性があると感じた。

** 編集後記 **

今年は、4年に一度のオリンピックイヤーですね。柔道の松本薫選手が日本人第一号の金メダルを手にしたのを皮切りに、日本人選手が世界中で活躍しております。残念なことに今回から、野球とソフトボールが競技から外れました。両競技とも日本にとってメダル有望競技であり、これまで野球は、銀1つ・銅2つ、ソフトボールは前回の北京で金メダルに輝いた実績があります。早く競技復活して欲しいものです。

オリンピックでは、日々の努力があつてこそ、結果を残せる。私たちの業務と共通するところがあると思います。私たち行政書士も世界規模とはいきませんが、社会生活において活躍したいものです。

ここで一つ、平成24年7月9日からスタートしている新しい在留管理制度について紹介します。

外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が我が国に在留資格をもって中長期間に在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度です。

①氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されます。

②在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とします。

③出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を、原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入します。

④新しい在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されます。

広報部 早田賢治